

鳥取県告示第547号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥獣保護区の名称	鳥獣保護区の区域	鳥獣保護区の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
岩美鳥獣保護区	鳥取市福部町細川地内の国道9号如来橋南詰を起点とし、同所から塩見川左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、同所から海岸汀線に沿って北東に進み、岩美郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至り、同所から隧道上を南西に進み、同線上に至り、同線を西方に進み、陸上川鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、町道岩本14号線に至り、同町道を北西に進み、県道網代港線に至り、同県道を南西に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径1キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から1キロメートル以内の海面	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、かつ、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場としての活用を検討していく。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
東郷池鳥獣保護区	東伯郡湯梨浜町内の東郷池の湖面	”	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖の状況の把握に努める。</p> <p>鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、現場の巡視、関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）</p>

		<p>により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
<p>西郷野鳥 愛護林鳥 獣保護区</p>	<p>倉吉市上余戸字大谷327-3並びに同市下余戸字後口山108-6及び109の区域</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場としての活用を検討していくとともに関係市町村、関係機関及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>